

発議案第1号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び君津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月23日

提出者	君津市議会議員	保坂好一
賛成者	同	佐藤葉子
	同	石上 壘
	同	平田悦子
	同	奈良輪政五
	同	橋本礼子
	同	三浦道雄
	同	三浦 章

君津市議会議長 安藤敬治様

提案理由

教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、国に対し、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう意見書を提出するものである。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、未来を担う子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

君 津 市 議 会

内閣総理大臣
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣

あて